

条例において、受動喫煙防止対策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を定めることとしており、北海道健康増進計画の付属計画として策定している「たばこ対策推進計画」を位置付ける。

## 北海道健康増進計画（すこやか北海道21）※（改訂版：H30～R4）

### 【具体的目標】

- 生活習慣病の発症予防・重症化予防（がん、循環器疾患、糖尿病、COPD）
- 社会生活に必要な機能の維持・向上（こころの健康、次世代の健康、高齢者の健康）
- 社会環境の整備
- 生活習慣の改善（栄養・食生活、身体活動・運動、休養、**喫煙**、飲酒、歯・口腔）
- 健康寿命の延伸

### 【指 標】

成人喫煙率、喫煙経験のある未成年者の割合、日常生活で受動喫煙の機会を有する者の割合、おいしい空気の施設登録数

## たばこ対策推進計画 ※喫煙領域の目標実現に向けた付属計画

### 【「すこやか北海道21」における喫煙領域の5つの目標に関する施策の方向性と主な取組等】

- ① 喫煙が及ぼす健康への影響について普及啓発
- ② 未成年者の喫煙をなくす
- ③ 妊産婦の喫煙をなくす、女性の喫煙率を低下させる
- ④ たばこをやめたい人に対するサポート体制を充実
- ⑤ **官公庁施設、飲食店その他の多くの人々が利用する施設において、受動喫煙のリスクを減らす**

【指 標】  
設定なし

部分  
改訂

条例制定後、速やかに改訂作業を進めることが必要

条例と整合させるため、「たばこ対策推進計画」のうち、受動喫煙の防止に関する分野のみを改訂

**「条例の基本計画」＝「たばこ対策推進計画（受動喫煙の防止に関する分野）」**